

令和3年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画)

芦 屋 市

芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

目 次

基本理念及び基本方針P.	1
1 計画区域等P.	1
2 計画期間P.	1
3 処理主体P.	1
4 ごみ処理の評価P.	2
5 課題の抽出P.	5
6 方策の検証及び実施P.	5
7 令和3年度重点取組P.	7
8 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）P.	8
9 収集・運搬計画P.	8
10 中間処理計画P.	13
11 最終処分計画P.	14

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、
持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

- (1) ごみの減量化・再資源化の推進
- (2) 中間処理施設の整備、管理運営
- (3) 適正処理の実施
- (4) 収集・運搬体制の整備
- (5) 市民・事業者・市（行政）の協働

1 計画区域等

- (1) 収集区域：芦屋市全域
- (2) 収集面積：18.57km²
- (3) 計画収集人口：95,475人（令和2年10月1日現在）

2 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

4 ごみ処理の評価

本計画の上位計画である「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」において設定した目標値と現況（見込み）の比較結果は次のとおりです。

(1) 目標値の評価

項目\年度	単位	R2 (見込)	R1 (実績)	R2 (目標)	評価 (見込)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	945.9	944.7	948.1	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	552.6	537.9	528.8	未達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,315	8,841	8,584	達成
④ 集団回収量	t/年	3,156	3,332	3,979	未達成
⑤ リサイクル率	—	16.6%	16.1%	18.9%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,320	4,337	4,825	達成

(2) 各ごみ量見込み

家庭系ごみ搬入量 t/年

区分	R2 見込	R1 実績	増減(量)	増減(%)
① 燃やすごみ	17,774	17,490	284	1.6%
② 燃やさないごみ	3,719	3,304	415	12.6%
合計	21,493	20,794	699	3.4%

事業系ごみ搬入量 t/年

区分	R2 見込	R1 実績	増減(量)	増減(%)
① 燃やすごみ	8,064	8,633	-569	-6.6%
② 燃やさないごみ	251	208	43	20.7%
合計	8,315	8,841	-526	-5.9%

燃やさないごみ内訳(家庭系) t/年

区分	内訳	R2 見込	R1 実績	増減(量)	増減(%)
資源ごみ	缶	185	136	49	36.0%
	びん	822	716	106	14.8%
	ペットボトル	234	210	24	11.4%
	紙資源	994	907	87	9.6%
粗大ごみ	粗大ごみ	320	302	18	6.0%
その他	持込みごみ	284	190	94	49.5%
	その他不燃	880	843	37	4.4%
合計		3,719	3,304	415	12.6%

紙資源内訳 t/年

区分	内訳	R2 見込	R1 実績	増減(量)	増減(%)
紙資源	新聞	230	235	-5	-2.1%
	雑誌・チラシ	429	425	4	0.9%
	段ボール	331	244	87	35.7%
	紙パック	4	3	1	33.3%
合計		994	907	87	9.6%

ごみ量全体 t/年

区分	R2 見込	R1 実績	増減(量)	増減(%)
①燃やすごみ	25,838	26,123	-285	-1.1%
②燃やさないごみ	3,970	3,512	458	13.0%
環境処理センター処理ごみ計	29,808	29,635	173	0.6%
③集団回収量	3,156	3,332	-176	-5.3%
芦屋市ごみ量計	32,964	32,967	-3	0.0%

(3) 資源化量見込み

集団回収量 t/年

区分	R2 見込	R1 実績	増減(量)	増減(%)
集団回収量	3,156	3,332	-176	-5.3%

リサイクル(資源売却量) t/年

区分	R2 見込	R1 実績	増減(量)	増減(%)
環境処理センター処理分	1,307	1,071	236	22.0%
直接資源化分(紙資源)	994	907	87	9.6%
合計	2,301	1,978	323	16.3%

(4) 前年度との比較

ごみの総量は前年度とほとんど変化はありません。しかし内訳は大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言等の影響を受けて、家庭系ごみの排出量が増加し、事業系ごみの排出量が減少しています。全体としては燃やすごみが微減し、燃やさないごみが大幅に増加しています。

特に大幅に増加したのは資源ごみ(紙、缶、びん、ペットボトル)とその他燃やさないごみ(施設持ち込み、その他不燃)です。新しい生活様式による家庭での飲食、自粛期間中の片づけ等が、缶、びん、段ボール、その他燃やさないごみ等の増加に影響していると思われます。

集団回収量は、減少していますが、環境処理センターに搬入された資源ごみが増加したためリサイクル率は向上しています。

(5) 適正処理

新型コロナウイルス感染症の拡大がありましたが、環境処理センターでは、新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、1年を通して継続して収集を含むごみ処理を行いました。

焼却炉については、前年度は排ガス中の水銀濃度が規制値を超えたため運転を停止しましたが、令和2年度は、1年を通して規制値の値を超えることはありませんでした。なお、令和3年2月に水銀連続測定器を設置し排ガス中の水銀濃度を常時計測しています。

5 課題の抽出

項目	単位	R2 見込	R3 目標	目標達成のための数値
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	945.9	934.9	383tのごみの減量
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	552.6	519.1	1,167tの家庭ごみ(資源ごみ以外)の減量
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,315	8,447	
④ 集団回収量	t/年	3,156	4,003	847tの集団回収量の増加
⑤ リサイクル率	—	16.6	19.3	905tのリサイクル量の増加
⑥ 最終処分量	t/年	4,320	4,744	

新型コロナウイルス感染症に関連して、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況が予測できないため、ごみ量についての見通しが非常に難しくなっています。

特に家庭系ごみの量については、新しい生活様式に伴うごみ量の増加が見込まれるため、引き続き収集を含むごみ処理の継続を心掛けるとともに、紙資源の分別について啓発し、燃やすごみの量の減少を目指す取組が必要です。またその取組により、結果としてリサイクル率の向上を目指します。

目標値から最も乖離している集団回収の量については、新型コロナウイルス感染症が蔓延している現状では、急激な増加が見込めないため、上記同様紙資源の分別を促す等、少しでも向上する取組が必要です。

6 方策の検証及び実施

本市における令和2年度の方策の検証及び令和3年度の実施内容は次のとおりです。なお、方策を実施するに当たっては、経済性にも考慮しつつ取り組めます。(別紙参照)

【参考】兵庫県県下他都市との比較（平成30年度実績）

市区町村名	1人1日当たりの排出量					リサイクル率 R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100 (%)		
	合計 (ごみ総排出量)*10 ⁶ /総人口/365 (g/人日)		生活系ごみ (生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10 ⁶ /総人口/365 (g/人日)		事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10 ⁶ /総人口/365 (g/人日)			
合計	937		623		314		16.7	
神戸市	975	33位	619	15位	356	35位	14.0	32位
姫路市	960	30位	647	28位	314	32位	16.1	24位
尼崎市	934	24位	616	14位	318	33位	13.5	34位
明石市	946	26位	641	25位	306	30位	11.9	37位
西宮市	975	34位	611	13位	365	36位	14.7	30位
洲本市	1,018	37位	645	27位	372	37位	10.9	39位
芦屋市	988	36位	717	40位	270	19位	17.0	21位
伊丹市	864	17位	555	5位	310	31位	17.9	20位
相生市	956	29位	670	33位	286	25位	16.6	22位
豊岡市	971	32位	597	10位	374	38位	14.5	31位
加古川市	862	15位	587	9位	276	20位	24.0	10位
赤穂市	1,042	39位	689	37位	354	34位	15.3	25位
西脇市	800	8位	558	6位	242	15位	15.2	26位
宝塚市	930	22位	636	23位	294	27位	30.3	4位
三木市	1,079	40位	680	36位	400	39位	13.6	33位
高砂市	851	13位	644	26位	207	10位	23.0	12位
川西市	855	14位	632	21位	223	13位	28.7	5位
小野市	923	21位	640	24位	282	23位	9.3	41位
三田市	847	12位	634	22位	213	11位	15.2	27位
加西市	785	6位	548	4位	236	14位	21.6	14位
篠山市	961	31位	671	34位	290	26位	12.6	36位
養父市	844	11位	627	17位	217	12位	31.2	3位
丹波市	750	5位	564	7位	186	5位	16.5	23位
南あわじ市	908	19位	605	11位	303	28位	15.0	29位
朝来市	949	28位	703	39位	247	16位	26.5	6位
淡路市	1,099	41位	699	38位	400	40位	11.5	38位
宍粟市	802	9位	627	18位	174	4位	24.2	9位
加東市	734	3位	457	1位	277	21位	13.5	35位
たつの市	979	35位	674	35位	306	29位	21.9	13位
猪名川町	931	23位	724	41位	206	9位	25.3	7位
多可町	668	1位	522	2位	146	2位	19.7	17位
稲美町	948	27位	665	31位	282	24位	15.0	28位
播磨町	863	16位	665	30位	198	8位	19.2	18位
市川町	705	2位	578	8位	127	1位	58.8	2位
福崎町	1,034	38位	623	16位	411	41位	9.6	40位
神河町	739	4位	544	3位	195	7位	59.7	1位
太子町	800	7位	606	12位	194	6位	24.8	8位
上郡町	912	20位	631	20位	280	22位	21.4	16位
佐用町	895	18位	630	19位	265	17位	24.0	11位
香美町	825	10位	659	29位	166	3位	18.9	19位
新温泉町	935	25位	667	32位	269	18位	21.4	15位

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省）兵庫県の一般廃棄物処理（兵庫県）

7 令和3年度重点取組

(1) 芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定

現在の計画を見直し、「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（令和4～13年度）」を策定します。

(2) 指定ごみ袋の導入検討

ごみの分別の促進及びごみの減量の推進のための取組として、指定ごみ袋の導入を検討します。指定ごみ袋については、現在実施中のアンケート結果、指定ごみ袋の導入の効果等を考慮し素案を作成します。

(3) ごみ処理施設整備計画の推進

効率的で持続可能な運用を目指した施設の運営方針を定めるため、西宮市と協議を重ねてきたごみ処理の広域化は、単独整備により建替えることとしました。資源化施設に加えて、焼却施設についても協議の結果、広域化を実施せず単独整備により建替えることとしました。令和3年度から建替えに関する調査等を実施します。また、焼却施設の建替えまでの間の維持管理については、令和3年度から長期包括的運営業務委託を実施します。

○建替えの概要

ア 令和3年度以降、建替えに伴う各種調査実施、施設整備基本計画策定、不燃物処理施設解体、施設整備実施計画策定等を実施します。

イ 新資源化施設

- ・ 建設工事：令和7～8年度
- ・ 新施設におけるごみ処理開始：令和9年度

ウ 新焼却施設

- ・ 建設工事：令和9～11年度
- ・ 新施設におけるごみ処理開始：令和12年度

※長期包括的運営業務委託

対象・・・焼却施設維持管理、焼却施設運転管理、パイプライン運転維持管理、
焼却灰運搬、持込みごみ予約受付業務、清掃業務委託

期間・・・令和3～11年度（9年間）

8 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

(1) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量化・再資源化その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(3) 市（行政）の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう情報提供等を行わなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

9 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とします。

なお、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は環境処理センターへ持ち込むようお願いしていたが、より適正な処理を図るため、拠点回収を実施します。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月1回車両による収集を行います。

ア 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

(ア) 一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(ア) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

(ウ) 事業活動に伴って生じたごみ

一般廃棄物収集運搬許可業者

会社名	住所	電話番号	ファクス番号
芦屋環境サービス(株)	芦屋市若宮町5-18	34-5788	34-5790
(有)芦屋浄水	芦屋市楠町3-13	22-5672	31-6834
(株)ウィルパワー	芦屋市大原町4-13	62-6350	25-0239
(株)エコワークシステム	芦屋市船戸町3-25	23-3366	32-3777
(株)シントー	芦屋市上宮川町2-10-4F	35-2848	35-2860
(有)NAKAZAWA	芦屋市公光町10-8	25-0441	25-0443
(株)藤起業	芦屋市上宮川町9-3	35-7274	55-3345
(株)丸与商店	芦屋市楠町3-13	22-8598	22-8693

ウ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合での引き取りを進めます。

(2) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ 家庭ごみステーションとは、原則として複数の家庭が共同でごみを排出する場所をいい、それを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認することにより決まる。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、閲覧が可能です。

ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、12頁別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

(3) 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がいのある方で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。

また、希望者に対して安否確認も行い、高齢者又は障がいのある方の生活環境に支障が生じないように支援します。

(4) パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について、利用者や関係者との協議を重ね具体的な代替収集方法の検討を進めつつ、定められた期間での適正運用に向け、計画的に事業を進めてまいります。

●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法		
			一次処理	二次処理	
燃やすごみ	生ごみ類、布類、プラスチック類等	生ごみ類：水をよく切り、ごみ袋の真ん中に入れて排出 紙おむつ類：汚物をトイレに流してから排出 天ぷら油：紙や布にしみ込ませてから排出 木くず：1本が長さ50cm以内、直径10cm以内に切って束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分	
燃やさないごみ	紙資源	段ボール 雑誌・チラシ等 新聞紙 紙パック	段ボール 雑誌、チラシ、その他紙類 新聞紙 紙パック	別々の袋で排出 保管 資源物：再資源化	
	資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は、ビンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		缶	スチール缶類、アルミ缶類	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		ビン	ジュースのビン、調味料のビン等		選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		その他燃やさないごみ	小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等	整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等： 中身を使い切り、袋に入れて排出 包丁・はさみ・ガラスの破片等： 厚紙に入れて、「キケン」と表示して排出 乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出	破碎・選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一辺)50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ビン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分	
植木剪定ごみ	植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内、直径10cm以内に切って、紙等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分	

●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら持ち込むか、本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回		JR以北、楠町	委託			
	随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプラインに投入できない物)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託				
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	再生事業者施設内
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域	JR以北、楠町	委託	
		紙バック	第4週の水曜日	全市域	市直営	ステーション方式	
	ペットボトル	第3週の水曜日及び第1・5・6週	全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター
		第1・3・4・5週の木曜日	高浜町2～9番、若葉町	JR以北、楠町	委託		
	缶	第3週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営			
			南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託			
	毎 週	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)	委託				
	ビン	第1・5・6週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町(5～8番を除く)、高浜町1・10～20番、緑町(1・3・4を除く)、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営			
			南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～7番)	委託			
毎 週	芦屋浜(浜風町5～8番、高浜町2～9番、若葉町、緑町1・3・4番)	委託					
その他 燃やさないごみ	第2・4週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式			
		JR以北、楠町	委託				
		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番・涼風町)	市直営				
		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託				
粗大ごみ	申込み・予約制	全市域	市直営	戸別収集			
一時多量ごみ							
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随 時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集			
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							

10 中間処理計画

(1) 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

(イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(イ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による特定家庭用機器廃棄物〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理することとします。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

(2) 中間処理施設

- ア 名 称：芦屋市環境処理センター
- イ 所 在 地：芦屋市浜風町 31-1
- ウ 処理設備：焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機
- エ 処 理 量： 焼却処理 27,498t（令和2年度見込み値）
資源化処理 3,971t（令和2年度見込み値）

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破砕機	可 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
		処 理 能 力	10t/5h 破砕寸法 200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
		処 理 能 力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

(3) ごみ処理施設整備計画

7頁 参照

1.1 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰，ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

- ア 委 託 先：大阪湾広域臨海環境整備センター
- イ 搬 入 基 地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）
- ウ 埋立処分場：神戸沖埋立処分場
- エ 埋 立 方 法：海面埋立方式（管理型）
- オ 処 理 量：4,320t（令和2年度見込み値）

(参考)

別途，焼却灰の一部は再資源化します。